

嘉手納基地における米軍のパラシュート降下訓練に対する意見書

去る1月26日午後1時すぎ、米空軍嘉手納基地所属の第18航空団救難捜索部隊6名が嘉手納基地において、伊江島周辺での天候が安定せず訓練が十分に実施できないとの理由で、8年ぶりにパラシュート降下訓練を行った。

嘉手納基地でのパラシュート降下訓練は、1996年に日米特別合同委員会(SACO)最終報告で、伊江島補助飛行場に移転されたにもかかわらず、パラシュート降下訓練を行ったことは、到底容認できるものではない。

また、米軍は空軍以外の部隊も含め、嘉手納基地で恒常的にパラシュート降下訓練を行いたいとの意向に対し、日本側も「例外」を条件に容認することであるが、基地の機能強化につながり、負担軽減に逆行するものである。

嘉手納基地周辺住民が、日常的な騒音被害や各種基地被害に悩まされている現状において、再びパラシュート降下訓練が行われたことは、住民にとって我慢の限界であり、強い憤りを感じる。

同基地においては、去る1月6日と7日にF-15イーグル戦闘機や空中給油機が未明に離陸した問題や2月上旬に最新鋭ステルス戦闘機F-22Aラプター12機が一時配備されようとしているが、これ以上の機能強化は断じて許されない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 嘉手納基地でのパラシュート降下訓練を一切行わないこと。
- 2 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年1月29日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 防衛施設庁長官
外務省特命全権大使(沖縄担当) 那覇防衛施設局長